

# 『出雲国風土記』 島根郡家の比定

—— 旧三論文の補正 ——

附説 宅伎成・出雲国の四浦と「軍船」

## 服 部 目 録

はじめに

- 一 B・C論文における旧道の距離および勾配の一部補正
  - 二 B・C論文地図における旧道表記の一部訂正
  - 三 C論文における「道刈り」の慣習に関する補訂
  - 四 C論文の「宅伎成」候補地についての訂正と新たな推定
  - 五 C論文地図(白)の境界線の一部訂正
  - 六 A・C論文の誤字誤植の訂正
- 附説 宅伎成・出雲の四浦と「軍船」
- 〔追記〕 A・B・C論文および本論文地図第1路線の一部訂正

## は じ め に

私は『出雲国風土記』(以下『風土記』) 島根郡家の比定を主題とする左記のA・B・Cの三論文を発表した。この中にはいささか補正と訂正を必要とする個所があるので、本論文でこれを行ないたい。

即ち、B・C論文において旧道の実測を一部分やり直しをする必要のあることを前もって書いたが、この度その再調査を果したので、これに基づく補正を最初に行ないたい。

次に、C論文に「自己の村内の道でなくても、これを専ら利用する村が草刈りをするという慣習」として挙げた事例のうちの一例がその

後の調査の結果誤りであることが判明したので、その訂正を行なうと共に、新たに知り得た六例を紹介したい。

さらに、C論文において神門郡宅伎成の候補地の一つとして挙げた場所(簸川郡多伎町大字口田儀中郷地区の要害山)は、本年(昭和六十二年)八月十四日に实地調査をしたところ、成の望楼の候補地として不適當であると考えるに至ったので、その訂正と新たな推定を行ないたい。その外にも諸点があるが、以上が本論文の中心課題である。

既発表の三篇を執筆順序(刊行順ではCがBより早い)に従い記すと、次の通りである。

- A 『出雲国風土記』 島根郡家の比定——千酌駅家湊・千酌駅家の比定と通道の「復元」を通して——『山陰史談』21号、山陰史談会、昭和60年5月、平田。(以下「A論文」)
- B 『出雲国風土記』 島根郡家の比定——通道の「復元」と納佐説の再検討を通して——『日本書紀研究』第15冊、横田健一先生古稀記念会編、塙書房、昭和62年6月、東京。(以下「B論文」)
- C 『出雲国風土記』 島根郡家の比定——瀬崎成の比定と古道の「復元」を手がかりとして——附説 出雲国の成の制と機能『大妻女子大学文学部紀要』第19号、昭和62年3月、東京。(以下「C論文」)

## 一 B・C論文における旧道の 距離および勾配の一部補正

最初にB・C論文における一部旧道の距離と勾配に関する数値の若干の補正を行ないたい。結果的にはB・C論文の結論を左右しなかったが、同論文で予め再調査の必要性を記しておいたので約束を果した。即ち、B論文230ページ12行の注(15)に私は、

千酌浜(湊)より大門・小門の十字路までの実測値は8083.07mであった。しかし、第2路線の「川部谷の道」上の地図(一)WとXの間において、旧道が川土手にあったことを知らずに、川の傍を通る現在の林道を測ってしまった。川土手の道も今では草木が枯れ切るまで足を踏み入れることができないので、やむを得ずこの箇所を拡大した地図にキルビメーターを回転させて測ると、林道上を測ったよりも21.86m長くなった。後日実測を果すまで、とりあえずW・Xに30m加算し、右の区間を8113.07mとした。従って、他の路線によっても第2路線のW・X間を通る道は80日余分に加算した。

と記した。そして、C論文の60ページ2行～5行の注(9)においても、B論文で述べた通り、地図(一)第2路線上のW・X間(詳しくはW・オ間、即ち、地図(一)a・b間)の旧道が川土手にあったのに、川に平行している林道を測ってしまった。川土手の実測を果すまで、とりあえずキルビメーターで地図上を計った結果、この間の実測値に30m加算した。

と記した。

A論文を執筆するまでに様々な試行錯誤を繰り返した結果、最も正確に旧道の距離を知るには、役所に残る道路関係の文書の数字に頼るよりも、実際に旧道を巻尺で測るのが最善の方法であるという考えに到り、今日までこの方法により調査を進めて来た。従って、B・C論文にたとえ一部分であっても誤った道の数値が入っており、また、これを修正するためにキルビメーターによる数値の入っていることが気

掛りになっていた。

幸い本年(昭和六十二年)三月二十五日、問題の松江市上本庄町の川部谷(以下出雲弁の発音に近い表記をする場合は片仮名のルビを用いる)を通る第2路線のC論文地図(一)a・b間を現地の安達元之氏(大正十二年生。川部谷の最奥部の住宅に住まわれる。安達氏をご紹介下さった川部の鈴木勇氏に感謝申し上げる)のご案内によって実測することができたので、この結果に基づいてB・C論文の補正を行なう。

当日はあいにく雪のため記録写真は撮影できなかったが、木の葉が落ち切っていたので、ほとんど伐採もせずに距離と勾配を全区間測量することができた。その結果、前回の昭和六十年三月十六日の実測では、C論文の地図(一)a・b間(本論文地図(一)a・b間)が1599.95m(川巾を含む。以下同じ)であったのに対し、今回の実測では1590.1mと9.85m短かくなった。従って、この区間を含むB・C論文の地図(一)第2路線W・X間(本論文地図(一)W・X間)は前回が1992.6mであったから、今回正確には1982.75mであることになった。

故に、B・C論文でキルビメーターにより30.0m加算したのは、不要な配慮であったことになる。従って、B・C論文で第2路線を経由した場合の距離は、総て39.85m短かくなる。以下に正しい数字を矢印の下のゴシック体の数字で示す。文章の場合は原文中に「」で挿入し、それ以外は矢印とゴシック体数字のみとする。

### B論文の補正

#### 【28ページ15行～16行】

以上、6・2・1によって千酌浜(湊)からの一十七里一百八十歩9407.9mの地点を求めると、大門・小門の十字路の西1294.80m(↓1254.95m)の地図(一)1地点となった。

#### 【29ページ13行～14行】

この路線上で一十七里一百八十歩の地点を求めると、大門・小門の十字路から西へ670.3m〔→630.45m〕進んだ地図(二)h地点となる。

【220へ14行へ221へ2行】

ともかく参考のために、一十九里一百八十歩即ち、10476.98mで計算してみると、6路線経由の場合は、大門・小門の十字路の西2363.91m〔→2324.06m〕で、坂本町・下東川津町納佐境の○実無橋<sup>サナナキ</sup>右岸からさらに西南へ438.56m〔→392.71m〕進んだP地点となる。また、7路線経由の場合、大門・小門の十字路の西1739.38m〔→1699.53m〕の地図(二)n地点で、右の実無橋の右岸から東北へ185.95m〔→225.82m〕の場合は東北に39.85m遠く離れることなので、39.85mの加算となる〕となる。

【230へ8行】

千酌浜(湊)より大門・小門の十字路までの実測値は8083.07〔→8073.22m〕この数値にはキルビメーターによる加算の30.0mが含まれていないので、9.85mを引算するのみ〕であった。〔以下のキルビメーターによる加算云々の一文は削除しなければならない〕

次に、B論文226へへ227への表「諸路線の勾配比較」のうち、今回の再調査による距離と勾配の数値の補正を行なう。これも、私の「坂道を馬で行く場合の難易の問題」という結論を変更しなければならぬような大きな変更はなかった。ここでは表の訂正点のみを記す(単位メートル・mはB論文でも省略している)。

【H欄第2路線VへX】

全長 2792.35→2752.5 (39.85m引算)  
勾配測量可能距離 2336.5→2326.65 (9.85mのみ引算)  
+5以上+10未満 0→35.3 (再実測による)  
+5以上+10未満 394.3→449.0 (右に同く)  
+15以上+20未満 7.35→0 (右に同く)

C論文の補正

【46へ上段3行へ5行】

右の最短路線では福原町の台地を西に通り越し、通説の松江<sup>しよまがし</sup>市下東川津町大字納佐(地図(二)G)も過ぎ、地図(二)hの朝酌川左岸の南1095.91m〔→1056.06m〕となった。

【58へ下段5行へ6行】

地図(二)の福原町の「大門<sup>おおかど</sup>・小門<sup>こかど</sup>の十字路」Qから瀬崎側に1540.6m〔→1500.75m〕戻った地点

【58へ下段21行へ22行】

大門・小門の十字路Qの西3804.76m〔→3764.91m〕となった。

【58へ下段24行へ25行】

松江市下東川津町の朝酌川左岸(地図(二)h)よりさらに南へ1095.91m〔→1056.06m〕進んだ地点となる。

【60へ上段2行へ5行】

キルビメーターによる加算云々の一文削除。

【60へ上段17行へ18行】

福原町の大門・小門の十字路から瀬崎側へ2254.69m〔→2214.84m〕戻った地点となった。

【60へ上段21行目へ22行目】

地図(二)h朝酌川左岸からさらに南へ381.85m〔→342.0m〕進んだ地点となる。

二 B・C論文地図における旧道表記の一部訂正

今回の実地調査によってB・C論文の地図(二)第2路線W・X間の旧道の表記に一部誤りのあることが明らかとなったので、新たに本論文に該当箇所を中心とする地図(二)を掲載して訂正する。即ち本論文地図(二)第2路線上の、矢印W・イ、ロ・ハ、ニ・ホの区間が問題である。赤の

点線はB・C論文に記した誤まった路線で、赤の実線が少なくとも現存する、もしくは安達元之氏の記憶により復元した旧道である。ロ・ハ間はアスファルト舗装の林道の中にほとんど吸収され消滅していたが、W・イ間は現存、ニ・ホ間は林道の西端より1.5kmか2.0km山裾に上った場所に痕跡が所々残っていた。文政四年の「出雲国十郡絵図」には本論文地図(二)第2路線W・X間の屈曲をかなり大ざっぱに描いているので、私の調査による旧道と江戸時代の道が細部に亘るまで同一であったとは断言し難い(安達元之氏によれば流路の若干の変化はあったようである)が、大よそは類似しているので、第2路線のかなりの部分は江戸時代にまで溯り得ると思う。特に本論文で訂正したロ・ホ間を現地で見ると、なかなか良く考えていると思った。即ち、Wから下って来ると、川岸伝いの道がロ地点(安達元之氏宅前)で川を離れ、西に少し離れた山裾(現林道とかなりの部分で重なる)を進むようになる。これは、第2路線がその先のXで第1路線と合流して福原町(私の旧三論文では島根郡家の地となる)へ向かう時、ロ地点附近で早く川岸(ロ・ハ間の点線が川岸にあたる)を離れないと、距離が長くなること、またX附近で福原町へ向かおうとする時、下の川岸から山裾のX地点までかなりの登り坂となるからである。A論文以来多くの旧道を实地調査して来たが、これらの道を観察すると、重い荷を背負って専ら徒歩により往来した(第三章の「橋立峠越し」参照)ためであろう、急坂をできるだけ作らないように努めていることが判る。第2路線がロから川伝いでなくなるのもそのためと思う。

第2路線の通る本庄川の流路や山の斜面が風土記時代のまま変わっていないということは無論断定できないけれども、何分狭まいた谷を流れている川であるし、ロからホ、さらにはXに至る広範囲の急な斜面が、全部風土記時代以降に形成されたとも考えにくいから、本論文地図(二)に示した旧道も微細な部分とはともかく、大筋は相当古い時代にまで溯る可能性があると思う。

### 三 C論文における「道刈り」の慣習に関する補訂

C論文の58ペ17行〜25行において、私は次のように記した。

類似の例は他の地域にもあり、松江市西持田町北方の御岳山(地図(二)D)の北方にある「藪蔵越し」(地図(二)C)の道は、松江市東持田町西納蔵(地図(二)B)と八東郡鹿島町上講武を結ぶ山道であるが、この道は鹿島町側の住民に多く利用されたため、昭和三十年頃まで「道刈り」と称し講武の人々が、市境の峠を越えて西納蔵字「宮の下」の人家附近(地図(二)B)まで自発的に草刈りをしていった。従って、自己の村内の道でなくても、これを専ら利用する村が草刈りするという慣習は、広い地域に相当古くからあった可能性がある。この「藪蔵越し」の事例について私は現地に確認することを失念していたが、本年(昭和六十二年)三月二十七日・二十八日の現地調査で誤っていることが判った。即ち、鹿島町大字上講武(地図(二)G)に在る石橋清氏(大正十四年生)によれば次の如くである。

この道は、松江市境の峠(本論文地図(二)G)までの西側を昭和六十年まで、袖谷の村七戸から各戸一名ずつ出て、毎年七月末から八月上旬(旧盆まで)に一回道刈り・道普請をしていた。しかし、昭和六十一年から中国電力の原発電線の鉄塔が近くに立ち、この道を鉄塔巡視路として使用することになったため、中国電力の下請人夫が村境の峠(地図(二)G)を越えて澄水林道の急カーブH地点まで刈ることになり、袖谷の村として刈る慣習は消滅した。それ以前は境の峠を越え松江市東持田町納蔵西領内を刈ったことはない。

大字上講武の一〇六戸ばかりのうち、納蔵に親戚を持つ家が二十戸余り(袖谷地区には一戸)もあるため、年始や冠婚葬祭の折毎にこの藪蔵越しで盛んに往来した。この道は東持田町だけでなく、さらに東の坂本町・本庄町・美保関町方面に通うのにも広く利用された道であったが、自動車の発達した昭和三十六年頃に利用は衰退した。

次に、この峠の東の納蔵西に在住される井上修身氏(昭和十二年生)にもこの峠の道刈りについてお尋ねしたところ、石橋清氏のお話と一致した。即ち、

「藪蔵越しの道刈りについては、井上修身氏宅(本論文地図(一)I)への入口J地点(現澄水林道上にある)から境の峠Gまでの旧道を毎年一回旧盆前に井上氏宅が代々刈ってきた。井上氏宅入口から澄水林道の急カーブH地点までは同林道が敷設されたために旧道は消滅したが、急カーブからは峠を越え、袖谷地区内まで現存しており、Hから境の峠Gまでも井上家で道刈りしている。右述の如く昭和六十一年からこの区間を中国電力が道刈りしている訳であるが、井上家ではこれとは別個に八月一日から七日の間を道刈りの期間として、井上修身氏は母堂と共に今も行なっている。井上家は島根町の加賀やこの峠から西の鹿島町に親戚があるので、「親戚に、『宮の下』(井上家の屋号)は今年はどう刈らんだのう」と言われないうようにしよう。」と語り合っているそうである。

以上により、C論文に挙げた「藪蔵越し」は「村外の道刈り」の例とはならないので、訂正しなければならない。

そこで、これに代わるべき例が附近にないものか袖谷在住の石橋清氏にお尋ねしたところ、石橋氏のご自分の村と近隣の村との合計四例をお教え下さった。以下は、石橋氏のご報告を私自身も現地を確認した確かな例であって、地図(一)・(二)をご参照頂きたい。

#### 〔新道峠越し〕

新道峠の尾根(地図(一)B)は八束郡鹿島町(北側)と同郡鹿島町(南側)の境界となっており、この峠を越える道はかつて現在の島根町大字加賀・大字大芦北垣地区・大字大芦垣ノ内地区(地図(一)ア)・大字大芦別所地区(一イ)の人々が松江市街地方面と往来するために盛んに利用した。

この峠道は昭和十七、八年頃まで毎年七月末に一度、大芦垣ノ内と大芦別所の両地区のみから七十数名(各戸から一名)出て道刈り

・道普請をしていた。出発は地図(一)A地点(現在の高井製材所附近)で、Bの村境を越えて、C地点(大字上講武石井地区の現石橋宏志氏宅下)が終点であった。当時は大字上講武の谷の奥(地図(一)ウ)・石井(地図(一)C附近)・袖谷(地図(一)Gの北)の三地区が慰労として毎年焼酎を二、三本提供した。(大字大芦別所地区在住田中秀雄氏へ大正十四年生による)

#### 〔橋立峠越し〕

橋立峠の尾根(地図(一)エ)は八束郡鹿島町と松江市西持田町の境界となっており、この峠を越える道は右述の新道峠越しを利用する人々は無論、鹿島町大字上講武の谷の奥・石井・袖谷の三地区の人々も利用した。谷の奥(ウ)在住の立花重徳氏(明治四十二年生)は、二十代の頃まで山で切り出した燃料用の割木を約四十キロ(十貫)背負い、橋立峠と次の小倉寺坂を越えて松江市街地に売り出た。立花氏によれば、冬季荒天の時の仕事として多くの人々が行なったという。

そのため、右の三地区の村人がDを起点として、エの村境を越えて西持田町小倉地区内のE地点までを昭和十九年頃まで毎年一回七月に道刈り・道普請をしていた。

人夫として出たのは、谷の奥の六戸から各一名、石井の八戸から各一名、袖谷七戸のうちこの道を特に利用する二戸から各一名で、合計十六名だった。敗戦後の昭和二十一年頃復活したが、それ以降は石井地区八戸と袖谷地区二戸のみの担当で、昭和四十九年頃(石橋清氏によれば県道松江・加賀線新設工事の着工)まで行なっていた。(大字上講武の奥地区在住立花重徳氏へ明治四十二年生・袖谷地区在住石橋清氏へ大正十四年生による)

#### 〔草木谷越し〕

草木谷は御嶽山(地図(一)Gの南)の西の松江市西持田町に属する谷間であり、御嶽山の尾根の鞍部が鹿島町と松江市との境(オ)になっている。この道は袖谷の人々が西持田町から松江市街に炭や割

木、統制以前は米を初め雑穀類を出荷し、帰りは日用品・雑貨・肥料・飼料などを持ち帰るのに利用した道であった。

この道のF地点から始め、オの村境を越えてE地点までを昭和三十年頃まで、毎年一回（七月末から八月上旬の間、旧盆まで）道刈り・道普請をしていた。柚谷地区七戸のうち、右の橋立峠越しを分担する二戸を除く五戸から一名ずつ出て行なっていた。（柚谷地区在住石橋清氏へ大正十四年生による）

#### 〔小倉寺坂越し〕

この道は右述の大字加賀・大芦・上講武および西持田町小倉地区（地図②）Aの北の人々が松江市街へ出るのに利用した。小倉寺坂（A・B間）は険しいが、松江へ出るには最短の近道のために日本海岸側からは海産物（大芦別所は海辺でないため柿や余剰農産物へ大豆や小豆）、別所の特産である茅で編んだ簀へ広げて魚などを乾すのに用いる、上講武と小倉からは農林産物を天秤棒で荷ない、あるいは背負って出荷し、帰りは日用品や慶事仏事に必要な品々を購入したり、物々交換して帰る重要な生活道路であった。小倉在住の仙田勇氏が記憶しておられる大正五年から十年頃には、加賀郵便局の局員（大芦別所の田中秀雄氏は「運送さん」と呼んでいたという）が、昔の飛脚のような棒の先に四角い箱のついたものを荷なって、毎日徒歩で加賀・松江郵便局間を往復していた。

この道のほとんどの区間を西持田町の小倉地区の九戸（各戸より一名）が昭和十九年頃まで毎年一回七月に道刈り・道普請をしていた。敗戦後は昭和二十一年頃から昭和四十年頃まで小倉地区婦人会の仕事として行なっていた。小倉が担当した区間は地図②のA地点を起点として、小倉寺坂を越えて旧持田村と旧川津村との境B地点を過ぎ、菅田池の南の岡源之助氏宅（C地点）附近まで。および、道が菅田庵方面と松江市石橋町方面とに分れる分岐点D地点（旧川津村内）を起点として、旧法吉村内の現安部善則氏宅前E地点までであった。なお、C・D間は旧川津村村道で道巾も広く旧川津村が

管理し、E以降は旧法吉村道で旧法吉村が管理をしていたので、小倉地区の住民は関与しなかった。（松江市西持田町小倉地区在住仙田勇氏へ明治四十四年生による）（松江市西持田町中秀雄氏による。地図②の旧村境についての確認は法吉町在住音羽融氏へ前川津公民館長のお手も煩わせた）以上が石橋清氏にご報告頂き、私も確認した四例である。これらが戦争中絶または消滅したのは戦局が苛烈となり、男子が徴兵等で村を出て人手不足となったためである。刈る時期が「七月」というのも多くは七月末と考えられ（石橋清氏のお話から）、この時期は田植も一段落し、草木も丁度伸び切った時だからである。西持田町納蔵西の井上修身氏は毎年盆前に刈っておられ、「道刈りをするのは『お盆さん』（祖霊）を迎えるため。」とも言われ、また「古い道を絶やしては、ならないという気持もある。」と言われるが、信仰的意義についてはまだ井上氏の一例しか聞いていない。

かように、島根半島にC論文を含めるとかなりの事例が蒐まったので、今度は遠く離れた、中国山地に近い島根県大原郡木次町大字湯村、槻之屋地区（地図④C）在住の齋藤修造氏（大正九年生）にお尋ねした。齋藤氏は病氣療養中にもかかわらず二カ月ほどかけて近隣の故老にお問い合わせ下さった。その結果、何例もあったが、それらは多く「そうではなかったか」という程度の漠然としたもので、次の二例が確実な事例である、とせられる。これを地図④に示す。槻之屋を中心に廻らした点線は、齋藤氏のご指示による槻之屋地区（町村合併以前は仁多郡温泉村大字湯村字槻之屋）の村境である。但し、境を接する村々に十分確認をしていないので不十分な点もある、と齋藤氏は言われる。

#### 〔大原郡木次町大字湯村槻之屋地区〕

明治から大正初期にかけて（なかならず明治末期らしい）まで旧温泉村の中心は槻之屋にあった。その槻之屋から一番近い木次町大字木次の商店街に出る道は、地図④のA・Bの区間を経由する道であった。主要道とは言え、敗戦前はまるで河原のような石ころだら

けの道だった。この道を鉄輪をつけた荷台のある車を牛に引かせて、米や炭などの産物を木次の問屋に運び出した。

この道の槻之屋村内はもちろん隣りの日登村に入っても、Bの村境から坂水部落内のA地点までの間を年一回、大体八月日盆前に道刈り・道普請をした。槻之屋部落は約五十戸が六隣保組に分かれていて、一隣保組が約八戸位であったが、各組の担当区間をそれぞれが実施していた。坂水に至る「坂水道路」については、その接続区域に当たる大内谷隣保組が担当していた。この慣習は、「満州事変」が始まって村人が招集され人手不足となったため、昭和十二、三年頃に自然消滅したようである。

また、右述の如く旧温泉村の中心が槻之屋から南の大字平田に移ってからは、従来人々が槻之屋を中心に集まっていたのが、逆に槻之屋から平田へ出掛けることになって、村境のDから大字平田内の金迫地区のE地点までの間を年一回日盆前に道刈り・道普請していた。この「金迫道路」はこれに接続する中組隣保組が担当していたが、昭和十二、三年頃同様の理由で行なわれなくなった。なお、金迫道路は子供の通学路であったため通常の積雪の場合は通学児童を持つ家から一名ずつ出て、「道踏み・道開け」を行なった。但し、大雪の時は村の全戸から一名ずつ出て行なった。これは、敗戦後のブルトーザーによる除雪が行なわれるまで続けられた。(大原郡木次町大字湯村槻之屋地区在住小池俊之助氏へ明治三十二年生▽・斎藤修造氏へ大正九年生▽による)

以上が現在私の知見に入った事例の総てである。本年の四月から七月までの間にこれだけ蒐めることができたのであるから、出雲国だけでもこの慣習は相当広範囲に(古くから)存在したものと推定される。前述の島根町大字大芦の田中秀雄氏は、この慣習に触れて次のように語った。

道路というものはこれを利用する者が熱意を持つものであって、何十年も前から地図(A)Bの新道峠にトンネルで松江方面に通ずる県

道(昭和三十七年起工、昭和四十五年納入式、その後昭和五十六年の完成まで十一年を要した)の敷設を日本海側の大字加賀・大字大芦の村が中心となって非常に熱心に運動したが、峠の南側の住民はこの道路をさして必要としないことから、加賀・大芦ほどには熱意を示さなかった。

また、新道峠トンネルの県道開通よりも遙か以前から、大芦より西隣の鹿島町御津へ通ずる県道(明治末期開通)を現在の如く幅しように加賀・大芦側が長年運動した時も、御津の方はすぐ南の峠を越えれば松江市街地に県道で通えるし、また、御津から大芦方面に出掛ける用事もさしてないことから、中々乗り気でなかった。だから、道路というものはこれを利用する者の犠牲において(右述の槻之屋の「雪踏み・道開き」参照……服部)確保しなければならぬものなのである。

このような心理は極めて自然な人情によるものだから、C論文と本論文に紹介した道刈りの慣習一般は相当古く溯り得るものと思う。

#### 四 C論文の「宅伎成」候補地に

ついでに訂正と新たな推定

C論文の附説「出雲国の成の制と機能」の第三章において、私は宅伎成に關し次のように書いた。

宅伎成のあった場所は現在末詳であって、私もまだ研究に着手していないけれども、右のような観点からすれば(加藤義成氏は石見国境の「監視と守備にあたっていたものと思われる」とされるが)、北西海上の監視のため少なくとも望楼を高所に設けることができるような場所が選ばれたのではないかと推測される。(中略)宅伎成が現在の多伎町口田儀(『風土記』の距離からみて。私は中郷村の人家の東に接した海拔553.5の山を望楼の候補地の一つに現在考えている)(後略。傍点は原文、圈点は本論文の引用に際し附した。71ペ下段13行〜27行)

しかし、本年（昭和六十二年）八月十四日島根県立「八雲立つ風土記の丘」資料館の平野芳英氏のご支援を得て現地ですべて予備的調査を行なった結果、右の山を望楼の候補地とするのは妥当ではないということで見解が一致した。

即ち、右の「中郷村の人家の東に接した海拔33.3mの山」とは現地で「要害山」（地図(K)と呼ぶ山で、簸川郡多伎町大字口田儀、中郷地区在住の山本一男氏（多伎町教育長伊藤裕氏のご紹介による。伊藤氏をご紹介下さった島根県立女子短大藤岡大拙氏にも厚く御礼申し上げます）より賜った沢山の資料の中の「島根県埋蔵文化財包蔵地調査カード」No.1373—No.6（西尾克己氏調査）によれば、山頂に古城跡がある。即ち、「山頂には、主郭とそれを囲む一段低い帯郭さらに腰郭が分布し、「室町時代（戦国時代と推定）」の「典型的な山城である」とある。

確かに要障の地ではあるけれども、現地を見たところでは要害山は陸側に入り過ぎており、宅伎成がC論文で述べた如く北西海上の監視を主目的としていたのなら、地理的に適しくない。その後電話で伺った山本一男氏のご意見も同じであった。山本氏は、さらに地形の上からも不適當である、とせられる。即ち、本年（昭和六十二年）拝受した九月七日附の書翰において山本氏は次のように述べておられる。

中郷の要害山は一度小さい時に登ったことがあります、海上の見通しは悪かったです。一昨年教育委員会の秦野次長が三角点になっているため、調査に来た係員と一緒に登りましたが、大社（要害山から北東の方角にあたる簸川郡大社町……服部）への見通しは利くけれども、西方（北西方でもであろう……服部）の海上は木も茂っており、且つ地図の如く200mに近い山々のために遮られて殆ど視界が利かないということを確認しました（私が幼時登った時と同じ）。むしろ亀山（本論文地図(H)……服部）がいいと思われませんが、まだその点は聞いたことがなく、専ら鶴山（地図(I)・写真(2)D……服部）が適っております。しかし、これも西の方は（視界が……服

部）いいとは思えません。

山本氏ご指摘の鶴山にも古城があったそうで、『田儀村誌』によれば、吉野朝ころまでは中郷の高島城（場所不詳）山本一男氏は右の要害山以外に考えられない、とせられる。……服部（V）に居たが、後のこの城が防備に不便だということで、清嶽山（山本氏は鶴山に当たる、とせられる。……服部）に城を築いてここに移ったということである。<sup>(6)</sup>

鶴山は地図の如く出雲・石見両国の境に当たり（Gの西の「城平」という地名はその名残りであろうか）、山本氏は右の私信において「鶴山にあった鶴ヶ城が出雲の最西のまもりとなり、東を防備したことも肯けます。」と述べておられる。

宅伎成は神門郡家の西南三十一里（卷末記）であり、「正西の道」を迎ると「国の西の堺」までは神門郡家から三十三里（卷末記。神門郡末記の通道「三十三里」も同一の道であろう）である。正西の道（即ち、神門郡末記の通道）が旧山陰道に当たり、宅伎成がこの正西の道（東に近かったことなるのだから、国境上に当たる鶴山城（附近）を宅伎成の候補地にすることはできない。

また、神門郡末記に「（石見国）安濃郡川相の郷へ現大田市市街地の南部が中心地とされる」に通るは三十六里」とある。成がこの道にか近辺にあったのなら、国境から五里（2672.7m）東に戻った地点となる。そこで川相の郷に通ずる道は田儀地方のどこを通っていたかが問題となる。

『考証』は「正西の道」、即ち、神門郡末記の「三十三里。<sup>有刻</sup>」の「通道」（以下「前者」）について次のように書いている（次の引用文の傍点の部分）。即ち、

古の道路は、石見国の島津屋（地図(F)の西……服部）へ通ずるものかと思はれるけれども、この次にある道路の里程（安濃郡川相の郷に通ずる三十六里を指す。……服部）から考へれば、口田儀か



ら石見の朝山村仙山(地図(田)Jの西…:服部)へ通ずるものらしい。(傍点は服部)

とする。この一文を同書248ページに附した「天平時代神門郡之図」に描かれた道路と照合すると、『考証』は前者を旧山陰道(右の引用文の「古の道路」がこれに当たるのであろう)に当たるとせず、地図(田)Jの現在の国道9号線附近を通っている道(地図(田)点線の第2路線)と考えているようである。そして、川相の郷に通ずる「三十六里怪常刻不有(後略、服部)の道」(以下「後者」)について『考証』は、

今の富山林の辺も川合郷であつたとすれば、三十六里の里程では、堺が現今と異なることはなからう。

とし、右の「神門郡之図」と照合すると、大字奥田儀の境地区(地図(田)N)の南を通る道(地図(田)第3路線に一部重なる)を考えているものと解される。

また、『参究』は両者共どこを通っていたか具体的な地名を挙げて記していないので明確な考えは判らないが、同書の「出雲国風土記要図」には『考証』と同じ道筋を描いているので、『考証』と同じ説と受け取れる。

この点についても、本年八月十四日に平野芳英氏と共に行った予備的な現地調査によってある程度の見通しを得たので、以下に記すことにする。

まず、地図(田)Nに「境」という地名が見えるところから、私はこの附近に石見国境があり旧道が通っていたのではないかと考えた。実際「出雲国十郡絵図」にも、旧道が近くに描かれている。そこで、現地で境地区在住の木村久三氏(大正十年生)にこの点をお尋ねした。

木村氏によれば、旧出雲・石見国境は木村氏宅の南200m位の尾根に走っていた(地図(田)Nの南の点線4)、そして、両国の境を標示する「境松」と呼ぶ松の太木(高さ20m、太さ3m程)が、この尾根の延長線上の、木村氏宅から南へ300m程の川岸に立っていた(地図(田)P)。この松は昭和十八年の水害で流れてしまい、現在は藪として残ってい

る)。この松から田儀川の上流西岸が石見国領となっていた(田儀川が境)。但し、現在では境松の田儀川上流西岸側は島根県多伎町に属している。

実際に「十郡絵図」にはこの境松が記されており、両国境の線も木村氏の言われる通りとなっている。そして、境松の南に田儀川を渡って島根県大田市に通ずる旧道の入口部分が描かれており、ここから北方は大字奥田儀の針戸(地図(田)O附近)・本郷・中郷(地図(田)L附近)地区を経由し、現在の口田儀の市街地まで描かれている。これは後述するように地図(田)第3路線の現県道とかなりの部分で重なるようである。私も最初この道を川相の郷に至る「後者」の道と解したことから、国境からの距離も五里程度であろうと推測し、C論文で宅伎成の望楼の候補地の一つとして、中郷の要害山(地図(田)K)を挙げたのである。

この境地区を通っている旧道を巻尺やハンドレベルを用いて実測するには非常に多くの時間と労力が必要とするので、(自分の間そのような調査には着手できそうにないため)、今回は大ざっぱな見通しを得るに止めようと思つて、この旧道のすぐ近くを通っている県道(地図(田)第3路線)を平野芳英氏の車の距離計で測ることにした。<sup>(10)</sup> 起点は木村久三氏宅に登る入口の田儀川に掛る橋の右岸(地図(田)O)。橋は表示されていない)である。ここから山裾の県道(江戸時代の旧道は針戸附近では県道よりも数十メートル上にあつたと木村氏は言われるが、この点は未確認である)を北へ走ると、中郷の南方にある多伎芸神社正面鳥居前(地図(田)M)までで1700mであつた。さらに中郷の要害山麓Lでは2400mとなつた。曲折の多い旧道はこれよりも長くなるだろうし、石見国境は起点Oよりもさらに南西にあるから、この数値よりも何百メートルか多くなるであろう。

この数値を参考にすると次のようなことが考えられる。即ち、「前者」の道が石見国境まで三十三里、「後者」の道が三十六里、両者の差は三里(1603.62m<534.54m×3)だから、『考証』の如く前者を

Jを通る第2路線、後者をPを通る第3路線（の相当部分？）とする  
と、OからMまでで既に1700mであるから、PからJまでは三里では  
到達できない。従って、後者の道はもっと北を通過していたものと推測  
される。

また、宅伎成を後者の道の国境から五里（三十六里マイナス三十一  
里、2672.7m）東に戻った地点とすると、O・L（要害山麓）間が  
2400mであるのは都合良いけれども、既述の理由から要害山は候補地  
から除外しなければならない。

次に、平野氏の車でG地点（津野大明神入口県道上）から、口田儀  
の市街地を通る国道9号線の旧道を通り、B地点（田儀駅入口県道上）  
まで計ると、1100mであった。前者の道と宅伎成との差は二里（1069.  
08m）離れているから、右の数値はある程度参考になる。即ち、前者  
の道を旧山陰道（地図⑤第1路線。山本一男氏による。注(7)参照）と  
すると、宅伎成が前者の道の上かその近辺にあったならば、その位置は  
およそ口田儀の市街地の東端、新旧国道9号線の合流点附近になるも  
のと予測される。

私は、前者を旧山陰道、後者をJの津戸を通る道（地図⑤第2路線）  
これは、「十郡絵図」により地図上に落したもので、現地は未調査）  
とした方が、前者と後者の差は三里（1069.62m）だから、『考証』の  
説よりも可能性が高いように思われる。

多伎成の望楼は、口田儀の市街地に寄りすぎると、鶴山Iのある石  
見国境の山々（『風土記』中嶋崎へおよび多岐々山？）が北西海上  
の視界を防げるから、市街地から東に離れるほど都合が良い。写真(1)  
・(2)は地図④Aの「手引ヶ丘公園」（田儀駅の南。標高70m）から撮  
影したパノラマである。ここからは、『風土記』の藪長浜（写真(1)D）  
と御崎山（Bの山塊全部）、御崎山の東端には烽のあった旅伏山（C）  
を一望に収めることができ、西には田儀の港（写真(2)B。地図④D）  
を見下し、それに西隣する「中嶋崎」（写真(2)A）が見える。ここか  
らは北北東から北西沖の洋上が遠く広く眺めることができるのでこの

方面の海上の警戒には好適である。しかし、西から西北西の洋上は中  
嶋崎とこの崎から南に続く山があつて見えない。

中嶋崎から西南に向かって比較的高い山々が5km程連なっているか  
ら、口田儀の海岸から西方及び西南方の洋上を見ることはできない  
し、余程高い所に登らねば眺望は利かない。従って西南西の洋上監視  
は石見国内に入った場所で行わなければならない。史料が残っていないので  
判らないが、石見国にも監視哨や駐屯地が設けられたのではあるまい  
か。

ともかく、宅伎成の望楼や兵舎が口田儀の市街地の東端、もしくは  
さらに東寄りの地に作られたのなら、その場所は冬の季節風に悩ま  
されたことと思われる。市街地の東端附近の平地ならば「中嶋崎」が北  
西風から護ってくれるものの、北と北東風には弱い。そして、市街地  
の東端から東に離れるほど、また、高所に登るほど総ての風に対して  
無防備となる。

八束郡島根町在住の田中秀雄氏（大正四年生）によれば、島根地方  
の冬の季節風は西風がほとんど毎日のように吹く。特に北西風が最も  
長くそして強く吹きつけ、これには雪が交って猛吹雪となるから一番  
困る風である。田中秀雄氏の住まれる大字大芦は北東風の風蔭にな  
るので田中氏は言及されなかったが、最も冷たい北東風も人々を悩ま  
せる。この冬の季節風については私自身昭和五十九年から六十年にか  
けて一冬松江市内で生活した経験でも良く理解でき、C論文54ページ  
にも述べた。

口田儀の場合は「中嶋崎」に近づくほど北西風の風蔭になるし、北  
東風からも若干逃れることができるので、少くとも兵舎は市街地東端  
附近か、さらに西寄りの方が良い。これに関連してC論文で述べたこ  
とを若干訂正する必要がある。即ち、瀬崎成の（兵舎の位置の）第一  
案に対し私は次のように記して可能性が低いとした。（55ページ下段16行  
〜21行）

この谷間は東北に開いており、（旧陸軍の……原文になし）兵舎の

あった所から二十メートル程も登れば、眼下にすぐ海が広がる場所である。小野啓次郎氏によれば、この谷は風が吹き抜ける道であつて、東北風が直撃する所という。防風の施設が完備していなかった時代には、いかに兵とはいえ住みにくい場所ではなかったかと思われる。(傍点は原文のもので、圏点はこの引用に際し振った：服部)

平野芳英氏と行なつた八月十四日の調査の帰途、多伎町久村の海岸で写真(3)・(4)の竹製の防風垣を見た。ここは田儀駅から国道9号線と6kmほど東北に進んだ場所、冬の総ての季節風の吹き晒しになる(西風と西北風が特に強いと久村の柳楽稔氏夫人は言われる)所である。写真(3)の如く、海に面した柳楽稔氏宅前から巾4mほどの道を隔てて北へ向かい、海岸べりに高さ5mほどの竹垣を40から50m(目測なので不確かである)の間を立てて風避けとしている(家の脇にはさらに生垣を廻している)。一部には写真(4)の如く潜り戸を設けて海へ下りられるようにしてある。柳楽夫人によれば以前はもっと長い間続いていたが、数年毎に修理する必要があるために、写真(3)左端の如く柳楽氏宅から西南はブロック塀に変えており、竹垣は今では写真の間しか残っていない。

類似のしかももっと嚴重な竹垣が八東郡美保関町大字千酌の海岸にかつてあつた。千酌の人家は東北に開いた海岸に集中しており、千酌在住の松本寛太郎氏(明治三十二年生)によると、現在の護岸工事(パイパスに併設)がなされる以前は冬の東北風の風波を防ぐために(千酌の海岸は砂が溜まりにくいために砂浜が狭まき、人家の建つ根元の石垣に大波が直撃したり、竹垣のない家は屋根を越えて前庭に波頭が落ちることさえあつた)高さ5mほどの二重の竹垣(竹は枝をつけたままにした。厚さは30cm程度で、間に下から3mほどの高さまでウラジロを詰めて波避けとした)を海に面した家では立て廻らしていた。これは昭和四十年前後の海岸部の県道パイパス工事の際に壊して今では全く残っていない。現在ではバス停「千酌東」の前に一・二軒一重の低い竹垣を海岸側に作っているのを見るだけである(昭和五十

九年五月一日調査)。

このような工夫は形態は異なるが伊豆七島の新島(竹垣)や房総半島西端附近(生垣)でも見たことがあり、風土記時代の人々も考え得たに違いないから、右の瀬崎成の第一案を風当たりというだけで考慮外におくことは再考の必要があろう。

ともかく、宅伎成は右述の石見国境を通る二つの古道の「復元」によって明らかになる可能性が高いと思うが、その際たとえ口田儀の人家部を東北方に離れた、風当りの強い場所に落ち着いたとしても、それだけの理由で否定することはできないと思う。この外今回の予備的調査で考えた宅伎成の機能(特に「軍船」の問題)についても若干述べたいが、本論文の課題から外れるので末尾に附説として記すことにする。

## 五 C論文地図(三)の境界線の一部訂正

C論文79ページの地図(三)に利用した地図の原図に誤りのあることを八東郡島根町大字多古、沖泊地区在住の小川孝吉氏(明治三十六年生)よりご指摘頂いたので訂正する。

C論文地図(三)において私は島根町大字野波、瀬崎地区の境界を記入した。C論文の地図(三)に用いた原図の昭和四十九年九月測図の一万分の一「島根町全図」(島根町役場発行)には大字野波と大字多古及び大字野井との境界線が描かれていたが、同じ大字野波に属する瀬崎地区と小波地区との境界は描かれていないので、論の必要上両地区の境界線を瀬崎については小野啓次郎氏(瀬崎在住、大正二年生)、小波については中村信義氏(小波在住、大正二年生)に確認しC論文地図(三)の如く表記したのであつた。その際瀬崎と沖泊(大字多古に属す)の境界線は原地図に表示されているまま掲載した。その後、本年(昭和六十二年)八月二十六日附私信で小川孝吉氏は「島根町全図の瀬崎・沖泊の境界線が余りに違っている」と左記のようなご意見を述べ、

同じ地図に小川氏が正しいとせられる境界線を示されたので紹介したい。即ち、小川氏のご意見は次の如くである。

本論文地図(4)のA・B間の境界線——(原地図)は誤りで、正しくはA・C・Dを結ぶ……の点線が正しい。「白滝」(瀨崎側の地名。多古側の地名は「ヲバセ」)の海岸の東寄りの少し赤みがあった大きな石(地図(4)C)に三角の穴が標示として掘ってあり、地図Dの小島に向かった線が境界である。

この点に関して瀨崎の小野啓次郎氏(大正二年生)に確認したところ、村内の識者の方々の意見をお尋ねになった結果、小川孝吉氏の説に誤りない、という結論を得た。即ち、地図(4)の丸印を打った灰色の部分に瀨崎の木村泰蔵氏の所有する水田があった(現在は波浪の侵蝕で大部分が流失)が、これは多古の所有者から取得したもので、地番は瀨崎ではなく、島根町税務課の土地台帳によれば「大字多古字ヲバセ五四三番地の二」と表示されている(小野啓次郎氏の確認による)。小川孝吉氏の指摘せられた点線には小川が流れており、これが境界となっている。

瀨崎在住の元野波漁協理事小野義房氏(大正十三年生)によれば、小野義房氏の父君(漁協組合長在職中)より「地図(4)Cの境界石から海中の小島(D)を結んだ線、およびこの小島から隠岐島島後の大満寺山を見通した線の以北の沖泊の地先が沖泊領海域である。」と教えられたという。現野波漁協組合長の松本進氏(大正十二年生)によれば、この海の境界線は漁協での確認事項となっており、協定書に明記されている(コピーも頂戴した)。

## 六 A・C論文の誤字・誤植の訂正

### A 論文

11ペ下段7行 104.26.96m→10476.96m  
20ペ下段10行 211メートル→72.3m  
20ペ下段14行 219.46m→169.16m

後の二例は誤植ではなく、私の計算違いである。論旨には影響ないが、大変お恥しく思う。

### C 論文

46ペ上段4行 下東川津町大字納佐↓字納佐  
58ペ上段17行 西持町町↓西持田町  
67ペ上段17行 蒲賀府↓蒲昌府  
68ペ下段16行、42行 魚港↓漁港  
特にC論文では全体(特に「附説」以前)に亘り成を成に多数誤っていることをお詫び申上げる。

以上が旧三論文の補正・訂正を要すると現在思われる点である。この外C論文67ペ上段に「瀨崎は『柵崎』が語原かとも想像したくなる」としたのもやはり単なる想像に止まるもので、その後考え得た瀨崎の地名起原についても述べたいが、相当な紙幅を要すると思われるので、別に譲る。(終)

注(1) 島根県立図書館蔵。本地図は私のこの一連の研究に極めて有効である。

(2) 閲覧の便宜をお与え下さった同図書館に厚く御礼申し上げます。

(3) 国土地理院二・五万分の地図「加賀」には「西納蔵」と表記されているので、C論文では右の引用の如く「西納蔵」と記した。しかし、納蔵東在住の藤原久夫氏(大正十一年年生)は「納蔵東・納蔵西」という呼称はあるが、「西納蔵」という呼称はない、と言われる。

(4) 大昔別所の田中秀雄氏の記憶では、大正十三、四年頃の加賀局の「通送さん」は三人(大昔別所棟原千蔵氏・大昔垣の内松崎仲次郎氏・同高井某氏)で、交代で松江局に出た。田中氏は幼い頃山道で「通送さん」に紙鉄砲を作って貰った思い出を持つ。

(5) 私の知った他の例を紹介したい。C論文地図(4)H美保関町大字千酌から赤の実線が旧道の第1路線が忠山(同地図I)の西南の大岐神の峠(松江市との境)を越えて、ア・イ・ウを経由して松江市長海町に至っている。この第1路線の附近を千酌から長海に越える馬見谷林道が建設中である。私が昭和五十九年四月に初めて千酌を訪れた時に「長海町側はこの道で大した利便を受ける訳でもないためにそれ程熱心でなく、工事はなかなか進まない。」と聞いた。本年(昭和六十二年)八月に両地を訪れたが林道はまだ完全には開通していなかった。

(5)

C論文(59下段9行、22行)に「野波本郷」を初めとする六カ村が村外の区域を含む「広義と狭義の文導寺坂道」を道刈りした慣習は、大正十二年に野波青年団によって始めたのが起源であるという言い伝えを記した。しかし、このように村外の道刈りを利用する村で行なうという慣習は相当古くからあったように思われるので、野波の大正十二年を起源とする道刈りもさらにそれ以前に行なわれていたのではないかと考えて、さらに調査を進めた。

その結果、大正十二年以前には野波では村外の道刈りを組織的には行なっていない(少くとも現存者の記憶による限りでは)ということを知った。但し、C論文の「瀬崎の村人が松江方面へ出るのに野波村内の『狭義の文導寺坂道』と村外の『広義の文導寺坂道』を利用した」ということの根拠として、この新たに始まった慣習を使用することは私の論証の妨げとなるものではない。ついでに、この機会に大正十二年以前についても記しておかないと忘却されてしまうので、以下に野波在住の角田鶴一氏(明治四十三年生)の語られたところを紹介したい。

野波の故朝倉重利氏(当時野波青年団長)が大正十二年に始めたC論文の道刈りは、当時青年団が維持費を必要としたことから、野波の村から委託されて始めた仕事で、道刈りの外に山番(広い山林を持たない大字野井・大字笠浦など近隣の村人が立木・燃料用を盗みに野波本郷領の山林に入らぬよう見張る仕事)もした。大正十二年以前は野波本郷の村が「区長配下の「小回り」(小使いのこと)一、三名を中心に日当を出して村内から人夫を集めて、C論文地図(1)第4路線n地点(「坂尻」)よりq地点(「横手」)まで道刈りを行ない、その外には行なっていなかった。即ち、大字千酌領内の第3路線は、この道の東の斜面に油桐(藩政時代に実を貢納していた。この地方の方言で「コビ」(木の実の転)と呼ぶ。……服部)を植えていたので千酌の油桐山の所有者がそれぞれ刈っていた。

C論文地図(1)q・mの第5路線(野波本郷領内をかたりの部分通る。大正十二年以降は大字野井の青年団の担当区間)は野井の青年団も刈っていないかと思う。おそらく、この道の近くに田畑を持つ人が通行の目的と共に肥料用にも刈っていたのではないかと思う。昔は山道の草でも田の肥料として大切であったから、他村の者は無論村内の者もみだりに刈ってはならなかった(草刈りの開始日を決め、その日以前は手を触れてはならなかった)からである。

この問題について千酌在住の松本茂富氏にお尋ねしたところ、高齢者に問い合わせて下さった結果、角田鶴一氏のお話とほぼ一致した。即ち、千酌の寺本キク氏(明治二十七年生)・大西芳一氏(明治三十一年生)・松本寛太郎氏(明治三十二年生)によると、

第5・3路線(横手道)は千酌の村が組織立って行なっていないな

ったようである。rで第3路線に接続する第6路線(「長坂道」)は尾根のrの下200mぐらいたままで水田があったから、その間は田の所有者が刈り、田から上rまでは油桐山があったから、この所有者が刈っていた。

第5・3路線については誰が刈っていたかは判らない。あるいは油桐山の所有者かも知れない。

そこで、島根町大字野井(C論文地図(1)D)在住の村上良一氏(大正五年生)に第5・3路線についてお尋ねした。村上氏によると、氏は大正十二年に始まるという青年団の道刈りに数回参加した経験をお持ちである。氏は第9・8・5路線を刈った(但し、附近に田畑があつて、その所有者が刈っていたため、青年団の刈る所はさほどなかったという)外、C論文で瀬崎の担当区間としたr・t間も刈ったとされる。そして、大正十二年以前について野井の高齢者にお聞き合わせ下さったが、「第9・8・5・3路線は松江へ出る幹線道路であつたから当時も道は整備されていたが、誰が行なっていたかは判らない。」との答えであつたという。結局完全には解明できない点が残つたが、角田鶴一氏の言われるように道の近くに田畑や山を持つ人が行なつたのであるうか。なお、C論文地図(1)の第3路線と第2路線とが合流するV(峠)。本論文の地図(1)も同じ)から尾根尾に枕木山華藏寺に参詣する道があつた。この区間には大字千酌と松江市上本庄町(川部)との境界線が走っているが、この道は当の千酌も川部も刈らず、戦前(大正十二年以前も)は旧四月八日の華藏寺の祭りの前にこの道を専ら利用する野波・瀬崎・野井の人々が刈っていた(川部在住鈴木勇氏「明治三十五年生」および右述の千酌の三氏による)。これは角田鶴一氏もほぼ同じ趣旨(瀬崎を入れておられない)を語っておられたから、この区間については、大正十二年以前に野波の人々等が村外の道を刈っていたほぼ確実な事例となる。

(6) 『田儀村誌』23ページ、多伎村役場編発行、昭和36年、多伎村。

(7) 旧山陰道の現地調査は未着手であるが、山本一男氏は現地の和田万蔵氏から、地図(1)の第1路線であるとお聞きになつておられる。この路線は文政四年の「出雲国十郡絵図」に見える旧道とほぼ一致する。以下の予備的調査によつて、「正西の道」が旧山陰道に当たるのではないかと考えるようになった。

(8) 後藤蔵四郎「出雲国風土記考証」283ページ、大岡山書店、大正15年、東京。

(9) 注(8)に同じ。

(10) 平野芳英氏の車(トヨタ、スプリンター)の距離計の精度を事前に調査しておいた。方法は、宍道湖の北岸を松江市より平田市に至る県道上の松江市の公認マラソン10Kmコース折り返し地点(松江市役所正面玄関前より西浜佐陀町寺津までの5Km)と20Kmコース折り返し地点(同所より岡本町灘までの10Km)の間を走行してメーターの数字を調べた。公認マラソン

コースなのでコースの距離の精度は極めて高いものである。折り返し地点には、各々道路に標示旗が打ってある。その結果、5kmではメートルは15mの過剰、10kmでは50mの不足となった(昭和五十九年四月二十九日調査)。長距離を走ると若干の誤差が出ることは判るが、歩巾による測定よりはるかに信頼できるし、今回のようなほんの概略の調査には十分である。お世話になった平野芳英氏と松江市教育委員会体育課の福岡信隆氏に厚く御礼申し上げる。

(11) A論文4頁5へ。千酌のバイパス敷設以前の狭まい砂浜と人家の建つ石垣、および二重の竹垣(一部の人家のみが設けていたようである)の様子は、水野祐氏の撮影された昭和三十五年八月三十一日の写真で見ることが出来る。水野祐『出雲国風土記論攻図録』p.55、東京白川書院 昭和五十八年(復刻版)、東京。

#### 附 説 宅伎成・出雲の四浦と「軍船」

時代は下るが、幕末口田儀の海岸部は海防の一拠点となった。『田儀村誌』によれば、

嘉永六年米艦が浦賀へ来港、ついで翌月にはロシアの軍艦が長崎に入港して通商をもとめたので、幕府は兵備を整え海防をかためよう各藩へ指令した。よつて松江藩も海岸の要所へ防備を命じ、当地では田儀湾の東、笠取坂(新宮市邸宅敷地)へ山本一男氏のご指示によれば地図(C:服部)と湾の西田儀川口(西側の松原)へ山本一男氏のご指示によれば地図(E:写真(2)C:服部)とに台場を築いて大砲三門づつ配備し、砲硝庫を神代屋(越堂)へ地図(Gの東南:服部)に設けて外国船に備え、遠見という役人が来てこれを守備した。とある。

この防備の目的は、「菌の長浜」から口田儀に至る砂浜と低い磯の続く防衛上弱体な海岸線の中でも、大型の外国艦の着岸できる唯一の港が田儀だったからである(写真(1)・(2)参照)。C論文において宅伎成に関し私は次のような推測を行なった。

瀬崎成の場合は地形的にも地理的にも「二、三十人」が妥当ではなからうかと思うが、神門軍団から遠く離れ、海に大きく開いた口

田儀においては監視だけでなく戦闘要員も必要とされたのではなからうか。従つて、瀬崎成よりも兵数が多かった可能性がある。(72ページ上段18行〜22行)

宅伎成は右述の如く田儀川口の港に近いので、兵員の外に「軍船」も配備されていたのであろうか。『田儀村誌』によれば、

(寛政)十二年(一八〇〇年)五月はじめて田儀浦にこの唐船番が設けられた。

文政三年(一八二〇年)十月唐船番として船乗組が編制された。船(五十石積から百三十石積まで)、十三艘と乗組員三十二人を主体とし、外に伝渡船八隻乗組員三十二人、伝馬船六隻乗組員十八人もつて一船団としてこれに当たつた、後元治元年六月配備を次のように定めた。

御物頭乗船一隻、足軽衆乗船四隻、筆談役衆乗船一隻、大筒船二隻、捕手役乗船二隻、用心船一隻(傍点は服部)

とある。口田儀の港(地図(D・写真(2)B)は相当大きな船を停泊させることが可能な地勢であったから、(唐)新羅を迎え撃つ船を配備する必要があるが可能であったらう。水野祐氏は天平時代の内外の政治情勢をもとに、『風土記』に見られる島根半島の四浦は古代の「軍船」の停泊港であった、とせられる。但し、この場合の軍船を戦闘用の船(この種の船の造船は時代がもつと下る、と水野氏はせられる)ではなく、兵員輸送用の大船と解しておられる。<sup>(3)</sup>ともかく、この「船」に関して、『風土記』は口田儀に何も記していない。

水野氏は宇礼保浦(現在の簸川郡大社町宇竜)の条の「船廿許可泊」の「許」に特に注目し、

宇礼保浦は出雲のではなく、他の山陰道諸国の兵員を乗せた船が、集結して編成する時に出勤して来た際に碇泊する軍港であるから、ここにはいつでも二十艘許りの軍船は、自由に碇泊出来るということを示したものである。<sup>(4)</sup>(傍点は服部)

とせられる。私は、石見国は「浦なし」・「潟なし」の単調な海岸が多

いから、「他の山陰道諸国の兵員を乗せた船が集結」するのであれば、口田儀の港は石見国東部の軍団の兵員を輸送する船が停泊するのに非常に良い場所と思う。石見国の海岸線は北西海上に向かつて長く延びているから、度々述べた冬の季節風が大変弱体である。その点で、口田儀の港は風蔭となり、石見国から島根半島までわざわざ赴く必要もないので都合が良い筈であるが、『風土記』には何も記されていない。

坂本太郎氏は水野氏の軍船説を批判し、『風土記』の「船」には軍船と解すべき根拠はなく、秋鹿郡惠曇浜の「雖風之静往来船無由停泊頭矣。」などは、

どう見ても軍船ではなく、海上交通用または漁釣用の船であろう。私はこの一史料から、四浦に泊すべき船も往來の船であったと結論するのが正しいと信ずる。

とせられる。私も水野氏の取り上げられた島根半島の浜浦を何度か訪れているが、水野氏の考えておられるような大船団の停泊地としてはいづれも狭いと感ずる。そして、島根半島はC論文に記した如く新羅の軍船の来襲の危険性のある地域であったから戦闘用の船ならばともかく、この北九州から遠く離れた地方に山陰道諸国の兵員輸送の大船団が集結するというのも不審に感ずる。日本海岸側は半年以上天候の定まらない地方であるから、非常に際して、大兵を派遣するのに危険が伴い、到着時期も定めることができない(無論防人が瀬戸内海を海路送還されたことは知っているが、その瀬戸内海の航海でさえ甚だ心もとない状態であったことは『万葉集』の遣新羅使歌群などで理解できる)輸送船による可能性は低いと思う。坂本氏は続けて、

古代において海上交通はどこでも意外に盛んであったと思われるから、出雲の日本海岸も往來する船はすくなくなかったであろう。しかし船乗にとつて冬期季節風のはげしい時などには避難すべき良港を知っておくことが必要であった。四浦はそうした必要上、民衆の間に自然に生まれた知恵であろう。(中略、服部)強いて文外の意をさぐって、水軍の泊地と解するのは考え過ぎではないかと、私

は思う。

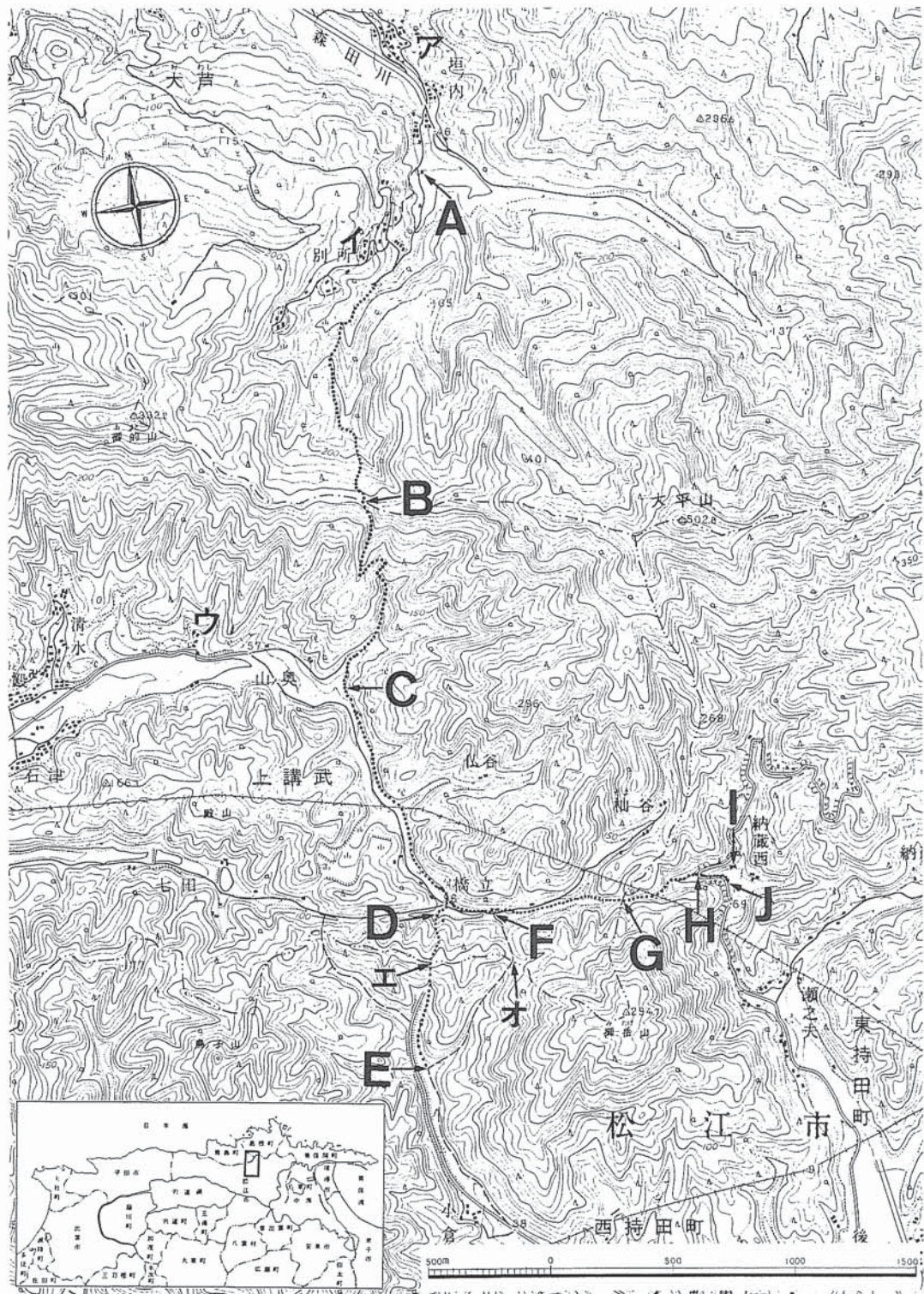
とせられる。私も、右に述べたように地理的にも地勢的にも良港であり、また要障の港でもある口田儀が「軍港」の中に入っていない点からしても、坂本説が妥当であると思う。私は、久毛等浦(現美保関町雲津)や質留比浦(現同町七類)などは東西航路のみならず、隠岐航路の避難(風待ち)港としての性格もあつたのではないかと考える。久毛等浦は美保関港から隠岐や西方沿岸に向かう際に天候が急変したり、隠岐や西方沿岸から美保関港を目前に天候が急変した時に避難するのに極めて都合良く、また総ての方向の風から守られた非常に安全な港である(雲津在住石倉勇氏「昭和四年生」と現地調査による)。

その点で、口田儀の港も避難する場所のない長い海岸線にある格好の港であるが、『風土記』には「往來の船」についても何ら記していない。私は宅伎成に軍港が附属していた可能性については現在のところ否定的であるが、ここに避難港もしくは漁港(船溜まり)すらもなかったとは考えにくいので、『風土記』がここに「船」について何ら記さないのは、「原資料の性格」によるものではないかと目下は考えている。

- 注(1) 『田儀村誌』36ページ、多伎村役場編発行、昭和36年、多伎村。  
注(2) 『水野祐「出雲の四浦と古代の水軍」』出雲国風土記論攷、東京白川書院(複製版)、昭和58年、東京。  
(4) 注(3)書52ページ。  
(5) 坂本太郎「出雲国風土記についての二、三の問題」『古典と歴史』122ページ、吉川弘文館、昭和47年、東京。  
(6) 注(5)書123ページ。

### 〔追記〕A・B・C論文および本論文地図第1路線の一部訂正

本論文執筆後、A論文の地図(一)、(二)、(三)論文の地図(一)、(二)、本論文地図(一)も同じの第1路線の福原町内の一部(A論文地図(一)の第1路線上のK前後とスモールの東)を若干誤って記入していることに気づいた。正しい道筋は本論文と同時に刊行される拙稿『出雲国風土記』島根郡家の比定——水草川の源と旧道の「復元」を手がかりとして(『大妻国文』19号)添付の地図に記したので、お手数であるがそちらをご参照頂きたい。



地図 (一) 国土地理院25,000分の1「加賀」(昭和52年2月発行)による。A・B間, J・D間は実測。B・C間は未調査であるが、文政4年「出雲国十郡絵図」・最古の5万分の1地図(陸地測量部。明治32年測図, 同44年改版, 大正7年発行)・大字大芦在住田中秀雄氏の見取り図により記入。C・D間も未調査であるが、大字上講武在住石橋清氏のご案内により予備的調査を行ない、B・Cと同じ資料によって記入。

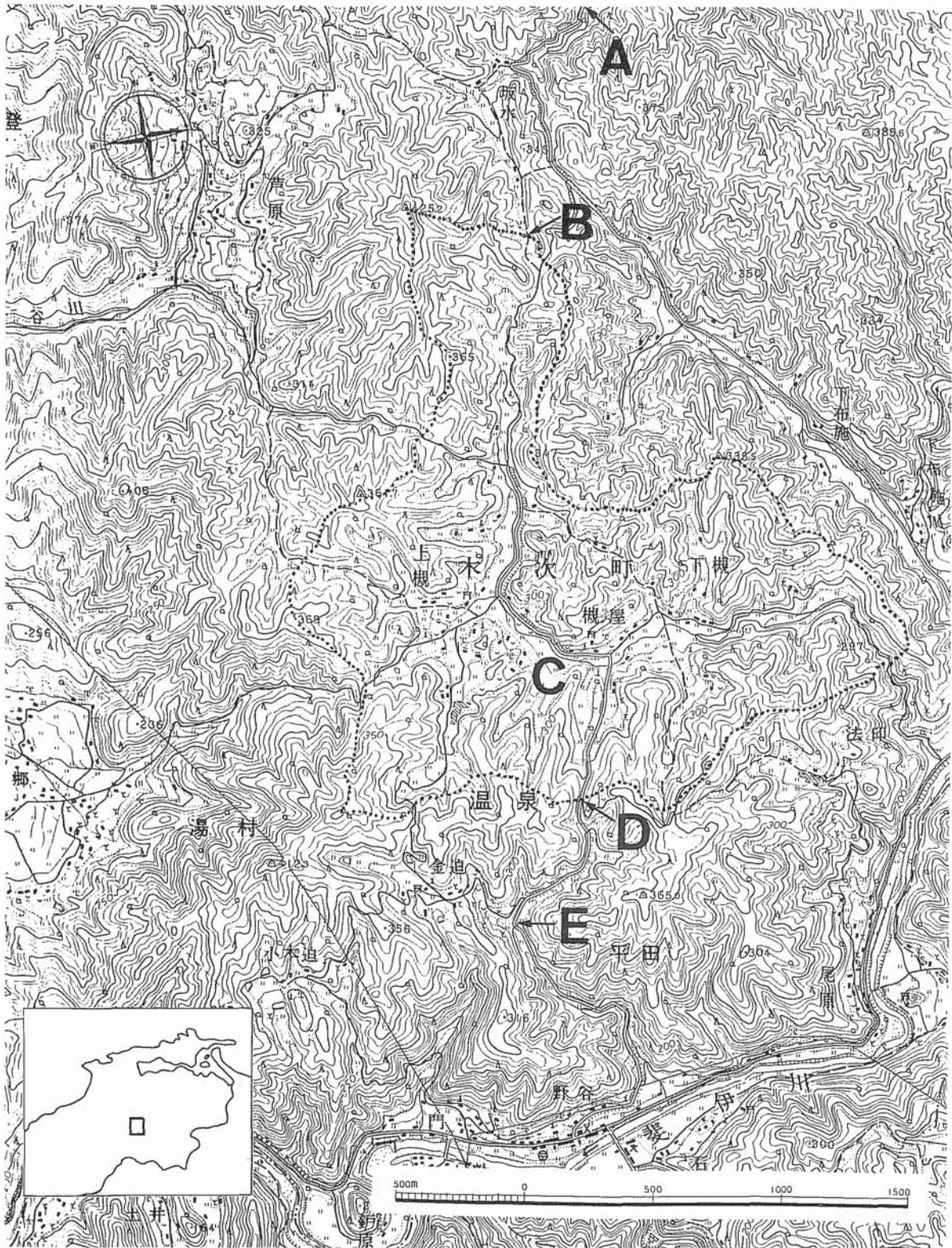




地図（二） 国土地理院25,000分の1「加賀」（昭和52年2月発行）・「境港」（昭和52年1月発行）による。第2路線の点線は誤りで、実線が正しい道筋。

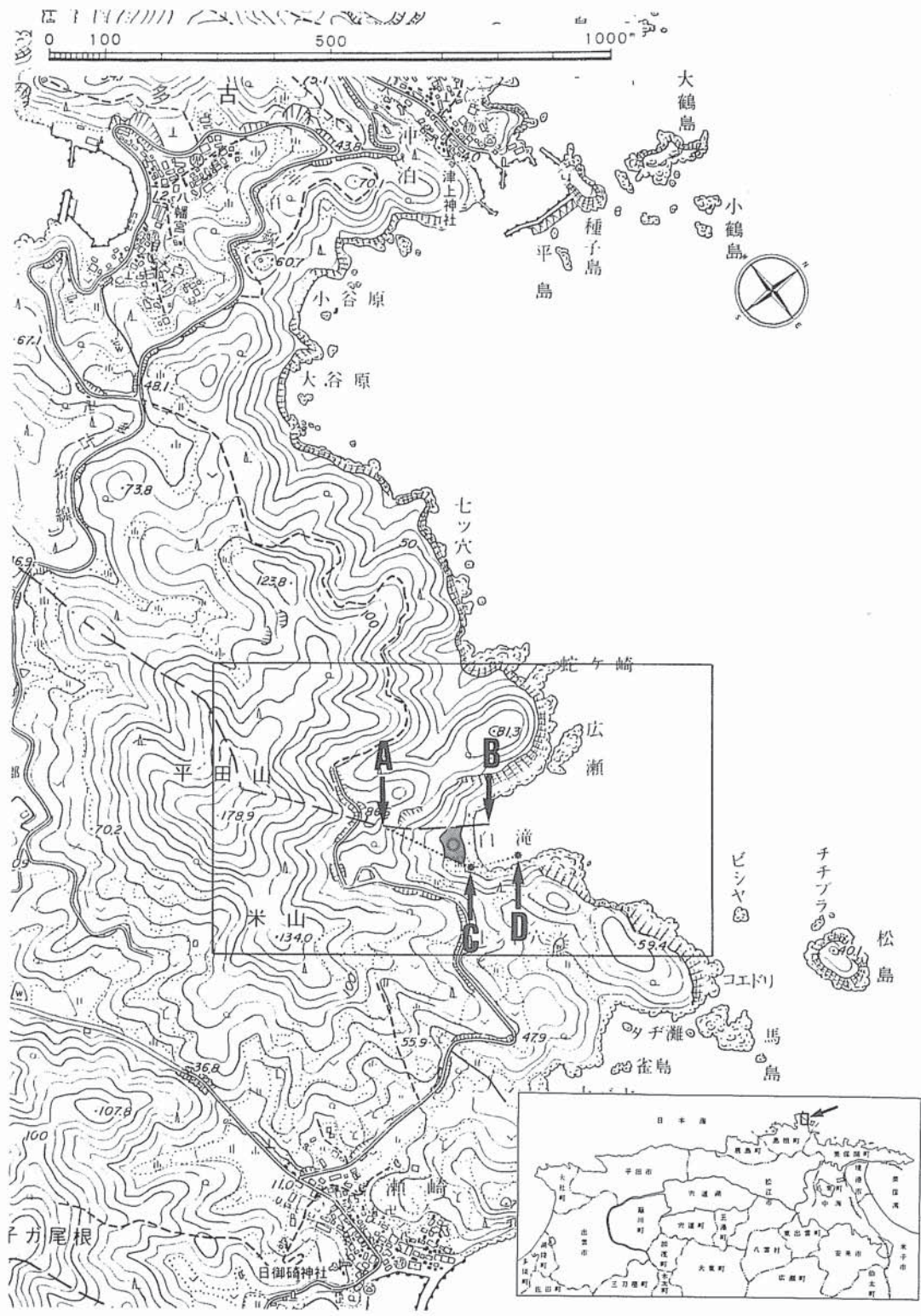


地図 (三) 国土地理院25,000分の1「加賀」・「松江」(昭和52年2月発行)による。旧道は未調査。小倉地区在住仙田勇氏の記入地図・「出雲国十郡絵図」・陸地測量部明治32年測図5万分の1・松江市道路管理課所管5,000分1(昭和42年測量,昭和60年修正)により記入。――は仙田勇氏と法吉町在住音羽融氏のご教示による旧持田・川津・法吉三カ村の村境(ほぼ確実な範囲のみを記入)。

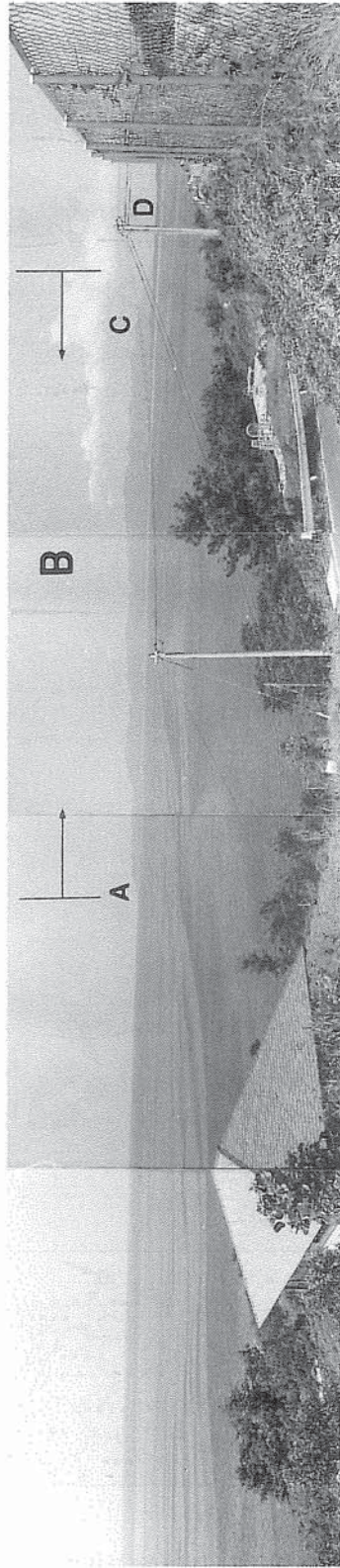


地図 (四) 国土地理院 25,000分の1「湯村」(昭和51年12月発行)による。旧道は未調査であるが、現在の道とかなりの部分で重なっているようである。点線は旧字槻屋の村境(要実地調査)。

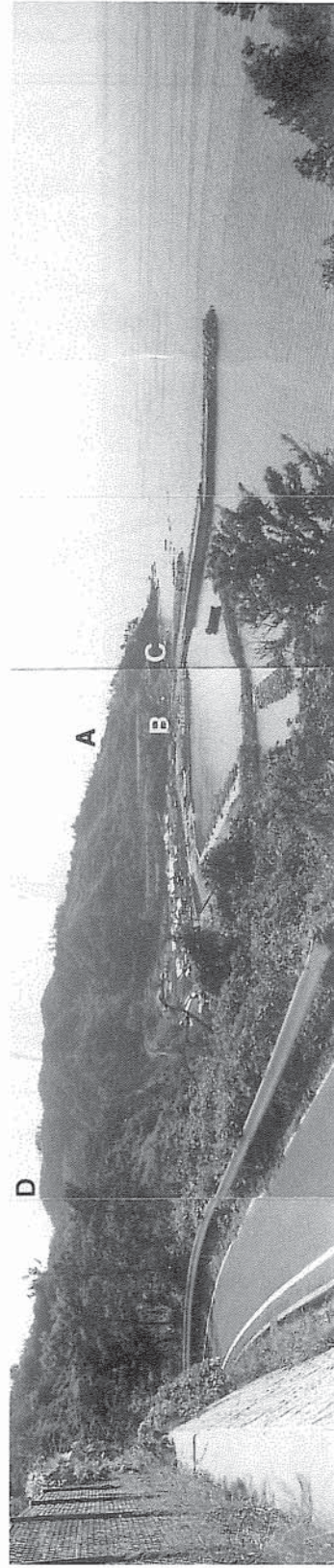




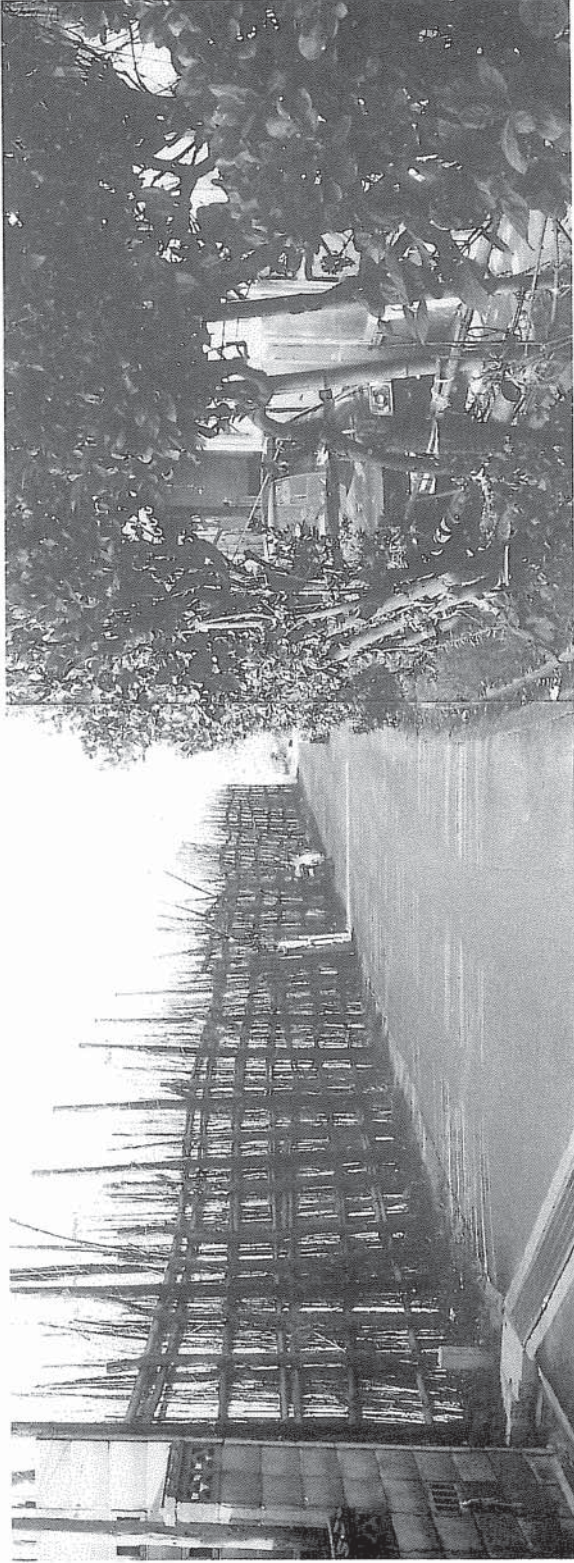
地図 (六) 島根県八東郡島根町発行1万分の1「島根町全図」(昭和49年8月撮影, 昭和49年9月測図, 昭和59年1月修正)による。点線が正しい境界である(原地図は誤り)。



写真(1) 箆川郡多伎町大字口田儀「手引が丘公園」(地図図A地点, 標高70m)より北から東北東を望む(昭和62年8月14日, 標準レンズ)。A日御碕 B全体が『風土記』の御崎山 C旅伏山(たぶしやま。『風土記』多夫志峰) D国引きの藪長浜



写真(2) 写真(1)と同じ地点より西方から北西を望む(昭和62年8月14日, 標準レンズ)。A『風土記』の中嶋崎(地図<五>F) B口田儀の港(地図<五>D) C幕末「台場」の設置された「西側の砦原」(地図<五>E) D鶴山(地図<五>I) かように崎と南に連なる山により西方と西北西沖合は見えない。崎に近づくとほど西北海上の視界は狭まる。



↑写真（3） 徳川郡多伎町久村の海岸の防風竹垣。柳楽稔氏宅前（写真右）から北方を望む（昭和62年8月14日、標準レンズ）。写真左端からは竹垣に代わりプロック塼となる。人家の前にはさらに生垣を設けている。遠方で竹垣が終わっているように見えるのは光線の具合によるもので、実際はさらに続いている。長さは目測で40～50m。



←写真（4） 写真(3)の防風竹垣の一部。潜り戸で海岸と出入りしている。